

Monone 教育サービス 研修受講規約

第1条（本規約の適用）

本受講規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ CCS（以下「当社」といいます）が Monone 教育サービスにおいて提供する研修（以下、「本研修」といいます）の受講者および受講を希望する者（以下あわせて「受講者」といいます）が本研修を受講するにあたり、当社、受講を申し込もうとする会社（以下「申込会社」といいます）および受講者が遵守すべき事項を定めたものです。

2. 申込会社および受講者は、本規約の内容を十分理解し、本規約のすべてに同意した上で、本研修に申し込むものとします。申込会社が本研修に申し込みをした場合には、申込会社および受講者は本規約に同意したものとみなします。

3. 当社は、本規約に基づき受講者に本研修を提供するものとし、申込会社および受講者は、本規約に定める義務を誠実に履行するものとします。なお、本規約に定める事項の他、当社が本研修について別途定める細則、運用ルール、研修資料及び各種注意事項も本規約の一部を構成するものとします。

第2条（本研修の申込み）

申込会社および受講者は、本研修の内容及び本規約を理解・承諾のうえ、当社の定める手続に従い、Monone 教育サービス申込書を用いて本研修の受講にかかる申込みをするものとします。

2. 申込会社は、前項に定める申込手続において当社に提供した情報に虚偽が含まれないことを保証するものとし、その内容に変更が生じた場合には、直ちに当社に対して通知することとします。

第3条（契約の成立）

前条に基づき、申込会社により本研修の受講にかかる申し込みがなされ、当社の審査により、適格と判断された場合において、当社による承諾の意思表示が申込会社に到達した時をもって、当社と申込会社の間に本研修の受講契約が成立するものとします。

第4条（本規約の変更）

当社は、申込会社および受講者の承諾なく、本規約を変更することができるものとします。

2. 当社が、本規約の変更を当社のホームページ上へ表示したとき、または申込会社に通知したあと、受講者が本研修に出席した場合には、申込会社および受講者は当該内容に同意したものとみなされ、当該変更後の本規約は、本規約の一部を構成するものとして、申込会社および受講者に適用されるものとします。

第5条（請求および支払）

当社は、申込会社または申込会社が定める支払代行者（以下「支払代行者」といいます）に対し、申し込みを行った研修の受講料を消費税相当額とともに速やかに請求します。

2. 申込会社または支払代行者は、前項の請求を受けた金額を、当社が別途定める期日までに当社の定める銀行口座へ振り込むことにより支払うものとします。なお、振込手数料は申込会社の負担とします。

3. 申込会社および当社は、支払代行者が支払を行う場合においても、申込会社の支払義務を免責するものではなく、当社からの請求に基づく支払義務が履行されない場合は、申込会社は当然に自ら受講料の支払義務を負うことを確認します。

第6条（キャンセル）

申込会社は、研修開催日の前日から起算して2営業日前までに、当社所定の方法で当社に通知することにより、研修の受講の申し込みを取り消すことができます。当該取り消しは無償とします。当該期日以降に取り消しを行う場合、申込会社は、当社が別途定める手続きに従い、受講票の受講日時に示された研修開始時刻までに当社に申し出るものとします。

申込書に記載された複数の受講者のうち一部の者のみが出席を取り消すときも、申込会社は、出席を取り消す者の氏名等につき同様に、当社に対して通知または申し出を行うものとします。ただし、支払代行者が支払いを行う場合は、申込会社は、支払代行者に対しても受講を取り消した旨を通知するものとします。

第7条（欠席及び遅刻等）

受講の申し込みを行った研修に、当社に対して前条に定める通知または申し出を行わずに受講者が欠席した場合、その理由の如何にかかわらず、申込会社はキャンセル料として受講料の全額を支払うものとします。

2. 前項の欠席には、受講者が研修に出席しなかった場合のほか、遅刻等により、本研修の運営に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあるとして、当社により出席が認められなかった場合を含みます。

3. 受講者が遅刻等のため研修に途中からのみ参加することが当社により認められた場合でも、申込会社は受講料の全額を支払うものとします。

第8条（開催中止）

当社は、申込会社が受講の申し込みをした研修について、最少催行人数を満たさない場合及び天変地異・感染症流行等やむを得ない理由により当社が本研修の中止が相当であると判断した場合は、申込会社または受講者に通知のうえ、その開催を中止できるものとします。

2. 当社は前項に定めるほか、研修の開催中止に伴ういかなる責任も負わないものとします。

第9条（知的財産権の帰属）

本研修（講義、講演、研修テキスト、配布資料、動画、写真、図面、イラスト、音声、ツール、マニュアル、ソフトウェア等を含むがこれらに限られません）に関する著作権等の知的財産権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含みます）は、すべて当社に帰属します。受講契約の成立は、申込会社及び受講者に対する、これらの知的財産権の移転を意味するものではなく、また、これらの知的財産権について、複製、上映、公衆送信（送信可能化を含む）、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案を許諾するものではありません。

2. 受講者は、別途定めがある場合を除き、自己使用及び社内報告に必要な範囲でのみ、本サービス及び研修で使用し又は配布する資料を使用できるものとします。

3. 受講者による、研修の撮影、録画及び録音は禁止いたします。

第 10 条（禁止行為および受講者の義務等）

申込会社および受講者は、受講者自らまたは受講者以外の第三者をして、如何なる方法によっても、本研修に関し、複写、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含む）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、第三者への開示等をしてはならないものとします。

2. 申込会社および受講者は、受講者以外の者に研修を受講させてはならないものとします。

3. 申込会社および受講者は、受講者自らまたは第三者をして、本研修と同一または類似した研修を作成してはならないものとします。

4. 申込会社および受講者は、受講者自らまたは第三者をして、本研修と同一または類似した研修を用いて、本研修と同一または類似した研修を提供してはならないものとします。

5. 申込会社および受講者は、本研修を受講するにあたり、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社、他の研修受講者またはその他の第三者を誹謗中傷またはその名誉を毀損する行為
- (2) 当社、他の研修受講者またはその他の第三者に損害を与えまたは与えるおそれのある行為
- (3) 本研修の運営に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれのある行為

6. 申込会社または受講者が、本研修を受講するにあたり、受講者が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、申込会社または受講者は、当該第三者に本規約における受講者と同等の義務を負わせうえて、当社が別途定める手続きに従い当社に申し出るものとします。なお、当社が、本研修の提供に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれのあると判断した場合、当社は、当該第三者の作業代行を認めません。

7. 申込会社は、本研修を受講するにあたり申込書に記載した事項について管理し、当該事項に変更等がある場合、速やかに当社に届け出る義務を負います。

第 11 条（再委託）

当社は、本規約における当社と同等の義務を負わせることにより、本研修の一部または全部を第三者に再委託することができるものとします。

第 12 条（機密情報の保持）

受講者を含む申込会社と当社は、相手方の事前の書面による承諾なく、本研修の提供ないし受講に関して知り得た相手方に関する情報を、前条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、以下の各号の情報を除きます。

- (1) 相手方から知り得た時点で、公知である情報
- (2) 相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報
- (3) 第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (4) 相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報
- (5) 法令の定め、または裁判所、政府機関等の命令により、その開示が義務づけられた情報

第 13 条（個人情報）

当社は、申込会社および受講者から取得した受講者の個人情報を、当社のホームページに掲載する個人情報保護方針に従い取扱うとともに、下記利用目的以外に使用しないものとします。

- (1) 研修受講者リストへの登録(氏名、メールアドレス)
- (2) 研修案内、修了証などの研修実施に際して必要な情報の交付
- (3) 試験受験のための事務的連絡など本研修に関連した情報提供
- (4) アンケートの収集及びアンケートでの質問・意見に対する回答
- (5) メールマガジンや当社の研修サービスの案内
- (6) 適正な加工による統計情報の作成

第 14 条（権利義務の譲渡禁止）

申込会社および受講者は、当社の事前の承諾なく、本規約に基づき生じた権利義務を第三者に譲渡し、承継し、担保に供してはならないものとします。

第 15 条（本研修の提供の停止等）

当社は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、申込会社および受講者の事前の承諾なく、本研修の提供を一時的に停止し、または、本研修の内容及び実施方法の全部または一部を変更すること(以下、「本研修の提供の停止等」といいます。)ができるものとします。

- (1)当社が Monone のサービス提供を中止することとなった場合
- (2)天災地変等の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、本研修の提供が不可能となり、またはそのおそれがある場合
- (3)当社が、その他やむを得ない事由により本研修の提供の停止等が必要と判断した場合

第 16 条（本研修の受講の停止等）

当社は、申込会社または受講者が本規約に違反している疑いがある場合、受講者の本研修の全部または一部の受講を停止することができるものとします。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

申込会社は、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう)に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明するものとします。かかる表明に違反した場合には、当社と交わした全契約の解除を異議なく受け入れるものとします。

第 18 条（当社の損害賠償および免責）

当社は、本研修の提供に関して生じる一切の損害につき、自己に過失がない限り責任を負わないものとします。また、当社が責任を負う場合であっても、故意または重過失がない限り、当社の責任は直接かつ通常の損害に限られるものとします。

2. 当社は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、その責任を負わないものとします。

- (1)本研修の一部または全部が、日本以外の国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、申込会社または受講者に損害が生じた場合
- (2)申込会社または受講者が申込及び登録を申請した事項もしくは受講者が自ら登録した事項に誤りがあること、または申込会社または受講者が登録すべき事項を登録しなかったことにより、申込会社または受講者に損害が生じた場合

- (3)通常講ずべきコンピュータウイルス対策では防止できないウイルス被害により、本研修の提供に障害が発生し、本研修に関するデータが変更、消去される等の損害が申込会社または受講者に生じた場合
- (4)受講者が当社の指定した受講の前提条件に当てはまらないこと、回線の混雑、回線障害、通常講ずべき対策では防止できないコンピュータ機器の障害等により、受講者が本研修を受講できない場合
- (5)交通事情、天災その他の当社の責めに帰すべきでない事由により、受講者が当社の指定した会場に到着できない場合
- (6)その他、当社が通常講ずべき対策では防止できない障害の発生により、申込会社または受講者に損害が生じた場合

第 19 条（不可抗力）

当社は、戦争、暴動、ストライキ、火災、天変地異、感染症の流行等その他合理的支配を越える事由による本研修の停止、遅延等について、その責任を負わないものとします。

第 20 条（契約の解除および受講者の損害賠償）

当社は、申込会社または受講者に以下の各号に該当する事由が生じた場合、第 3 条に基づき成立した契約を解除することができるものとします。

- (1)本規約に違反したとき
- (2)当社の定める取引基準に合致しないと当社が判断したとき
- (3)支払を停止したとき、または手形交換所の不渡処分があったとき
- (4)公租公課を滞納したとき
- (5)差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力による処分を受けたとき
- (6)破産、民事再生、会社更生の申立がなされたとき
- (7)信用に不安が生じたとき

2. 申込会社または受講者が本規約に違反して当社に損害を与えた場合、申込会社は、当社に対しその損害を賠償する義務を負うものとします。

第 21 条（本研修の終了）

当社は、最低 30 日間の予告期間において又はやむを得ない事由がある場合は直ちに、本研修の提供を終了することができるものとします。この終了の告知は、当社ウェブサイトその他当社が適切と判断する方法で行うものとします。

第 22 条（準拠法および管轄）

本規約の準拠法は、日本法とします。

2. 本規約に関して生じる一切の紛争について、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

以上